

教支第645号

令和6年3月26日

各市町村教委教育長  
各高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

令和6年度奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金  
・育成奨学金）の募集について（通知）

このことについて、下記により令和6年度の募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の御配慮をお願いします。

記

1 募集概要

別紙のとおり

2 受付期間

[Web]令和6年4月1日（月）～令和6年5月10日（金）※

[書類]令和6年4月8日（月）～令和6年5月17日（金）（必着）

※ 奈良県内高等学校等の場合は、奈良スーパーアプリからのオンライン申請を行うこと。

3 募集人数

250名程度

4 その他

申請者へは「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請関係書類一式を配布

5 問合せ先

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-9859

FAX:0742-27-8112

## 奈良県高等学校等奨学金の募集について

### I 募集概要

\* 詳細は、「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき(令和6年4月版)」をご覧ください。

#### 1 申込資格 (現在貸与中の者は申込みができません。)

##### (1) 修学支援奨学金(全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ①について: 高等学校には高等学校専攻科を含みます

④について: 世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

##### (2) 育成奨学金(全学年対象)

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る。)に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について: 高等学校には高等学校専攻科を含みます

特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による経費の支給を受けている者へは貸与できません。

③について: 学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。  
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の令和6年5月末日時点の評定平均値とします。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとします。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とします。

④について: 世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあつては、予算の範囲内で3.0倍)以内であること。

## 2 申込み及び決定

### (1) 申込みの提出書類

「奈良県高等学校等奨学金申請のてびき(令和6年4月版)」とともに配布する様式集から、複写してご利用ください。また、奈良県教育委員会 学校支援課のホームページ内「奈良県高等学校等奨学金」のページにも、様式・記入例を記載しています。

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>



### ◎新規申請（在学）

奨学金の申込みのために用意していただく書類は、次のとおりです。

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書 [第1号様式]
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等

（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要ですが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる方は不要。）

**\*今回の申請では、令和5年度課税証明書が必要です。**

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員）  
（記載事項欄の省略のないもの。ただし、本籍地・マイナンバーは必要ありません。）
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（前期・後期分）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 奨学金借用証書
- ⑩ 申請印確認票

### (2) 書類の経由

教育長に提出する書類は、各学校の校長を経由してください。

### (3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果は、各学校を通して通知します。

（令和6年7月中旬予定）

### 3 貸与月額

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 ( 5, 0 0 0 円)	へき地加算 ( 1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できます。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できます。
- ※ 「へき地学校（小学校に限る。）」の「小学校」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書の規定により小学校に代わり義務教育学校を置く市町村にあっては当該義務教育学校を小学校とみなします。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出してください。